

令和2年6月22日

野木町農業委員会第36回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第36回総会 会議録

1. 開催日時 令和2年6月22日（月）午前10時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 会長 5番 黒 須 市 郎
 会長職務代理者 1番 田 村 良 実
 委員 2番 柿 沼 誠 3番 古 澤 清一郎
 4番 舘 野 アサ子 6番 岡 村 徳 一
 7番 鈴 木 誠 8番 鈴 木 正 義
 9番 冨 岡 光 一
4. 事務局職員 潮事務局長・猪瀬次長兼庶務農地係長・手島主任
5. 付議案件
 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第3号 非農地証明願について
 議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理
 報告について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について
 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について

「 議 事 」

- 事務局長 開会を宣言（午前10時）
- 議 長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号8番 鈴木 正義委員、9番 富岡光一委員を指名した。書記には、手島主任を指名した。
議事に入る旨を告げる。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事 務 局 議案第1号について説明。
（1件目）
若林 3筆 4, 138㎡ 登記簿 畑・現況 田
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の移転 贈与による所有権移転
事由の概要 譲渡人の労力不足及び譲受人の農業経営規模拡大のため
- 議 長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。
- 7番委員 6月18日午前10時より3番委員、地元委員の4番委員、地元推進委員と現地調査をした。立会人は譲受人のB氏。
平成29年度にB氏が贈与した農地の代替地としての申請である。
B氏は認定農業者でもあり、この先も農業に従事していく予定。なんら問題は無いと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。（質疑無し）地元意見の委員を求めた。
- 4番委員 調査員の説明のとおりである。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。（質疑なし）質疑が無いため、議案第1号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。（全員挙手）
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第1号2件目、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めた。

事務局 議案第1号2件目について説明。
南赤塚 3筆 計5,434㎡ 登記簿・現況ともに 畑
南赤塚 1筆 191㎡ 登記簿・現況ともに 畑
譲渡人 C氏、D氏
譲受人 E氏
権利の移転 売買による所有権移転
事由の概要 譲渡人の労力不足及び譲受人の農業経営規模拡大のため

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

8番委員 6月16日、4番委員、地元推進委員とE氏及び代理人の立ち合いの下調査を行った。C氏は88歳で高齢及び労力不足、D氏は72歳で非農家のため今回の申請となった。E氏は古河市在住の農家で経営規模は57a、そばと蜂蜜づくりを中心とし、2名で経営。オリーブ栽培を予定。申請地の一部が山林化しているが、伐採・耕運予定。本人が重機を所有しており、自分ですべて行うとの約束。農地法第3条第1項各号に該当しないことを確認した。

議長 質疑はないか諮った。

事務局 3条申請にあたり、一部荒れている部分について許可後に伐根・耕作する申立書が出ています。

9番委員 今後もし整地されないようなら指導が必要である。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 質疑が無いため、議案第1号(2件目)について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号について説明。
野渡 1筆 499㎡
譲渡人 F氏
譲受人 G氏他1名 持分2分の1ずつ
権利の設定又は移転の内容 売買による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

- 議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。
- 6 番委員 6 月 1 8 日、2 番委員、地元推進委員と代理人の立ち合いの下調査を行った。現状はきれいに耕されていた。転用による周りの農地への影響は問題ないと思われる。境界もしっかりしていた。問題ないと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 9 番委員 6 月 1 4 日現地調査を行った。申請地はきれいに耕されていた。調整区域だが、特区の区域でもある。なんら問題はないと思われる。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第 2 号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
- 事 務 局 議案第 3 号について説明
南赤塚 2 筆 2 2 5 m² 登記簿 畑・現況 宅地
願出人 H 氏
事由の概要 昭和 3 7 年に納屋を建て、現在まで宅地と一体で利用している。
- 議 長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。
- 2 番委員 6 月 1 8 日、6 番委員、地元推進委員と H 氏の立ち合いの下調査を行った。事務局の説明のとおり、宅地と一体で利用してきた。問題ないと思われる。
- 議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 1 番委員 調査員の報告の通りです。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑が無いため、議案第 3 号について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、議案第 4 号農用地利用集積計画の策定について、事務局の報告を求めた。

事務局

議案第4号について説明

(1件目)

更新 川 田 1筆 2,337㎡ 現況 畑
設定する者 I 氏
設定を受ける者 J 氏
期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日
利用権の種類 使用貸借権

(2件目)

更新 中 谷 5筆 1,928㎡ 現況 田
設定する者 K 氏
設定を受ける者 L 氏
期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日
利用権の種類 使用貸借権

(3件目)

更新 南赤塚 3筆 7,131㎡ 現況 田
設定する者 M 氏
設定を受ける者 N 氏
期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年11月末日までに支払い

(4件目)

更新 野 木 1筆 1,193㎡ 現況 畑
設定する者 O 氏
設定を受ける者 P 株式会社
期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日
利用権の種類 賃借権
借賃 10aあたり10,000円
借賃の支払い時期 毎年12月20日までに支払い

議長

質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑が無いため、議案第4号について決議することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手) 全員賛成と認め承認することを告げた。次に、報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第1号について説明。
丸 林 1筆 1, 142㎡ 登記簿 畑・現況 田
届出人 Q氏他1名
事由の概要 住宅敷地

議長 この案件は調査不要のため報告のみと告げ、次に、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について、事務局の報告を求めた。

事務局 報告第2号について説明。
若 林 1筆 653㎡ 登記簿・現況ともに 田
賃貸人 R氏他1名
貸借人 農事組合法人S
解約理由 賃貸人の都合による
合意解約日 令和2年5月21日

議長 この案件は調査不要であることを告げ、次に、報告第3号農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号について説明。
(1件目)
届出人 T氏
変更前の経営責任者 U氏
変更後の経営責任者 T氏
変更理由 経営移譲のため

(2件目)
届出人 V氏
変更前の経営責任者 W氏
変更後の経営責任者 V氏
変更理由 死亡のため

議長 この案件は調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第4号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局の説明を求めた。

事務局 ①農地の貸借・売買について
②その他

議長 他に何かあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事が全部終了した旨を告げ、閉会を宣言した。
(午前11時15分)